

様式例第3号－1 【一般登録型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に休職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。
返戻金制度について 当該求職者が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職した場合、受領した紹介手数料の一部を左記期間及び割合に定める金額を求人者へ変換致します。 但し、当該求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合、紹介手数料を返還しない事とする。	入社後7日より30日以内に退職した場合 紹介手数料の90% 入社後60日以内に退職した場合 紹介手数料の50% 入社後90日以内に退職した場合 紹介手数料の30%

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをすることがあります。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 25-ユ-300317

事業所の名称 合同会社トータル人材サービス

様式例第3号－2 【サーチ／スカウト型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 30,000円 活動1日当たり 50,000円 (または、活動1時間当たり 6,250円) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
返戻金制度について 当該求職者が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職した場合、受領した紹介手数料の一部を左記期間及び割合に定める金額を求人者へ変換致します。 但し、当該求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合、紹介手数料を返還しない事とする。	入社後7日より30日以内に退職した場合 紹介手数料の90% 入社後60日以内に退職した場合 紹介手数料の50% 入社後90日以内に退職した場合 紹介手数料の30%

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 25-ユ-300317

事業所の名称 合同会社トータル人材サービス

様式例第3号-3 【再就職支援型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 10,000円 相談・助言終了時 30,000円 成功報酬 100,000円 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【就職紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
返戻金制度について 当該求職者が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職した場合、受領した紹介手数料の一部を左記期間及び割合に定める金額を求人者へ変換致します。 但し、当該求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合、紹介手数料を返還しない事とする。	入社後7日より30日以内に退職した場合 紹介手数料の90% 入社後60日以内に退職した場合 紹介手数料の50% 入社後90日以内に退職した場合 紹介手数料の30%

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 25-ユ-300317

事業所の名称 合同会社トータル人材サービス